

## 利益相反ポリシー

2020年8月2日制定

一般社団法人 日本ゴールボール協会

1. 当法人が、当法人の役職員、会員あるいはそれら及びそれらの近親者等が関係する団体等と金銭的な契約を行おうとする場合は、当法人が不当な不利益を受けることのないように、あるいは当法人の役職員、会員あるいはそれら及びそれらの近親者等が関係する団体等が不当な利益を受けることの無いようにしなければならない。
2. 上記に該当する契約もしくはそれに該当する可能性のある場合は、理事会によるチェックおよび承認を得てから、契約締結しなければならない。
3. 上記契約の妥当性の判定においては、一般市場価格、仕入れ先価格、競争他者の相見積り価格等の根拠資料などを確認して、行うものとする。

以上